



TKR グループ

グリーン調達基準 別冊

製品含有化学物質 管理基準



Green

株式会社 TKR

第 13 版

2026年1月

目 次

項	項 目	ページ
1	禁止物質	3
2	含有報告物質	15
3	繊維製品中のCMR物質	23
4	中国国家標準	24
5	適用除外	38
6	改定履歴	39

TKRグループグリーン調達基準 (使用禁止物質・含有報告物質)

第 13 版

使用禁止物質: レベル1 (L1) (開発・設計・生産・販売において、意図的使用の禁止、閾値を超える不純物の含有を禁止する化学物質)

含有報告物質: レベル2 (L2) (開発・設計・生産・販売において、使用の有無、及び含有量を把握し、管理し、報告が必要な化学物質)

TKR No.	物質群No.	化学物質群	物質名(和文)	CAS No.	管理区分	閾値 (ppm)	適用・用途・対象				
1	A05	カドミウム/カドミウム化合物	カドミウム	7440-43-9	L1	100	意図的添加禁止 包装を構成する各部材の質量を分母として重金属(水銀、カドミウム、六価クロム)の総合計は100ppm未満				
			酸化カドミウム	1306-19-0		75	安定剤、メッキ 鉛フリー半田以外の金属材料(梱包除く)、携帯ケース、イヤホン				
			硫化カドミウム	1306-23-6							
			塩化カドミウム	10108-64-2							
			硫酸カドミウム	10124-36-4							
			その他のカドミウム化合物	-							
						20	鉛フリー半田 樹脂、塗料、インク、顔料(揮発成分が無い状態)				
		10	マンガン、アルカリ、ニッケル電池中								
2	A07	六価クロム化合物	重クロム酸ナトリウム (クロム=Cr)	10588-01-9	L1	1,000	意図的添加禁止 {0.1μg/cm ² 未満(梱包材除く)} プラスチック(ゴムを含む)、塗料、インキ				
			三酸化クロム(VI)	1333-82-0		100	包装を構成する各部材の質量を分母として重金属(水銀、カドミウム、六価クロム)の総合計は100ppm未満				
			クロム酸カルシウム	13765-19-0							
			クロム酸鉛(Ⅱ)	7758-97-6 *							
			重クロム酸カリウム	7778-50-9							
			クロム酸カリウム	7789-00-6							
			クロム酸バリウム	10294-40-3							
			クロム酸ナトリウム	7775-11-3							
			クロム酸ストロンチウム	7789-06-2 *							
			クロム酸亜鉛	13530-65-9							
			硫酸モリブデン酸クロム酸鉛	12656-85-8 *							
			ピグメントイエロー 34	1344-37-2 *							
			クロム酸八水酸化五亜鉛	49663-84-5 *							
			ヒドロキシオクタオキソニ亜鉛酸ニクロム酸カリウム	11103-86-9 *							
			重クロム酸ナトリウム・ニ水和物	7789-12-0		3	皮膚と接触する革製品 革製パーツ含む成形品				
			その他の六価クロム化合物	-							
3	A09	鉛/鉛化合物	鉛	7439-92-1	L1	1,000	意図的添加禁止				
			炭酸鉛	598-63-0		800	無電解ニッケルメッキ				
			酸化鉛(Ⅳ)	1309-60-0		500	鉛フリー半田、無電界ニッケルメッキ以外の金属材料(梱包、適用除外を除く)、ランプ用ガラス				
			四酸化三鉛	1314-41-6		300	樹脂で被覆された電線・ケーブルまたはコード(プラグ・コネクタも含む)				
			硫化鉛(Ⅱ)	1314-87-0							
			酸化鉛(Ⅱ)	1317-36-8							
			塩基性炭酸鉛(Ⅱ)	1319-46-6							
			炭酸水酸化鉛(亜炭酸鉛)	1344-36-1		200	酸化銀電池中				
			硫酸鉛(Ⅱ)	7446-14-2		100	・プラスチック(ゴムを含む)、塗料、インキ、顔料 ・主として12歳以下の子供向けの消費者製品用の部品・材料				
			リン酸鉛(Ⅱ)	7446-27-7		90	包装を構成する各部材の質量を分母として重金属(水銀、カドミウム、六価クロム)の総合計は100ppm未満				
			クロム酸鉛(Ⅱ)	7758-97-6 *							
			チタン酸鉛	12060-00-3							
			硫酸鉛	15739-80-7							
			三塩基性硫酸鉛	12202-17-4							
			ステアリン酸鉛	1072-35-1							
			酢酸鉛	301-04-2							
			酢酸鉛(Ⅱ)、三水和物	6080-56-4							
			セレン化鉛	12069-00-0							
			硫酸モリブデン酸クロム酸鉛	12656-85-8 *							
			ピグメントイエロー 34	1344-37-2 *		40	マンガン電池中				
			その他の鉛化合物	-							
			4	A10		水銀/水銀化合物	水銀	7439-97-6	L1	1,000	意図的添加禁止
							塩化水銀(Ⅱ)	7487-94-7		5	電池:均質材料中の5ppm未満
							酸化水銀(Ⅱ)	21908-53-2			
							塩化第二水銀	33631-63-9		1	電池:意図的添加または電池中の1ppm未満
							硫酸水銀	7783-35-9			
硝酸第二水銀	10045-94-0	100			包装を構成する各部材の質量を分母として重金属(水銀、カドミウム、六価クロム)の総合計は100ppm未満						
硫化第二水銀	1344-48-5										
その他の水銀化合物	-										

TKRグループグリーン調達基準

第 13 版

(使用禁止物質・含有報告物質)

使用禁止物質: レベル1 (L1) (開発・設計・生産・販売において、意図的使用の禁止、閾値を超える不純物の含有を禁止する化学物質)

含有報告物質: レベル2 (L2) (開発・設計・生産・販売において、使用の有無、及び含有量を把握し、管理し、報告が必要な化学物質)

TKR No.	物質群No.	化学物質群	物質名(和文)	CAS No.	管理区分	閾値(ppm)	適用・用途・対象
5	A11	ニッケル/ニッケル化合物 ※ 金属ニッケルを除くニッケル化合物	ニッケル 酸化ニッケル 炭酸ニッケル 硫酸ニッケル その他のニッケル化合物	7440-02-0 1313-99-1 3333-67-3 7786-81-4 -	L1	1,000	意図的添加禁止 禁止: 長時間直接肌に触れる用途 報告: その他の用途⇒L2
6	A17	トリブチルスズ=オキシド(TBTO)	トリブチルスズ=オキシド(TBTO)	56-35-9	L1	-	意図的添加禁止 塗料、顔料、防腐剤、冷媒、発泡剤
7	A28	三置換有機スズ化合物	トリフェニルスズ=N,N-ジメチルジチオカルバマート トリフェニルスズ=フルオリド トリフェニルスズ=アセタート トリフェニルスズ=クロリド トリフェニルスズ=ヒドロキシド トリフェニルスズ脂肪酸塩(C=9~11) トリフェニルスズ=クロロアセタート トリブチルスズ=メタクリラート ビス(トリブチルスズ)=フマラート トリブチルスズ=フルオリド ビス(トリブチルスズ)=2,3-ジブロモスクシナート トリブチルスズ=アセタート トリブチルスズ=ラウラート ビス(トリブチルスズ)=フタラート アルキル=アクリラート、メチル=メタクリラート、およびトリブチルスズ=メタクリラートの共重合物(アルキル:C=8) トリブチルスズ=スルファマー ビス(トリブチルスズ)=マレアート トリブチルスズ=クロリド トリブチルスズ=シクロペンタンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物 トリブチルスズ=1,2,3,4,4a,5,6,10,10a-デカヒドロ-7-イソプロピル-1,4a-ジメチル-1-フェナントレンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物 その他の三置換有機スズ化合物	1803-12-9 379-52-2 900-95-8 639-58-7 76-87-9 18380-71-7 18380-72-8 47672-31-1 94850-90-5 7094-94-2 2155-70-6 6454-35-9 1983-10-4 31732-71-5 56-36-0 3090-36-6 4782-29-0 67772-01-4 6517-25-5 14275-57-1 1461-22-9 85409-17-2 26239-64-5 -	L1	1	意図的添加禁止 顔料、塗料、防腐剤、冷媒、発泡剤用
8	A19	酸化ベリリウム(BeO)	酸化ベリリウム(BeO)	1304-56-9	L1	1,000	意図的添加禁止
9	A20	五酸化二ヒ素	五酸化二ヒ素	1303-28-2 *	L1	1,000	意図的添加禁止 液晶パネルのガラスの消泡剤、清澄剤の用途
10	A21	三酸化二ヒ素	三酸化ヒ素	1327-53-3 *	L1	1,000	意図的添加禁止 液晶パネルのガラスの消泡剤、清澄剤の用途
11	A23	ジブチルスズ化合物(DBT)	ジブチルスズオキシド ジブチルスズジアセタート ジブチルスズジラウレート ジブチルスズマレエート その他のジブチルスズ化合物	818-08-6 1067-33-0 77-58-7 78-04-6 -	L1	1,000	意図的添加禁止 プラスチックへの添加剤等用途 部品に使用される材料に対してスズの濃度が閾値以上のもの

TKRグループグリーン調達基準
(使用禁止物質・含有報告物質)

第 13 版

使用禁止物質: レベル1 (L1) (開発・設計・生産・販売において、意図的使用の禁止、閾値を超える不純物の含有を禁止する化学物質)

含有報告物質: レベル2 (L2) (開発・設計・生産・販売において、使用の有無、及び含有量を把握し、管理し、報告が必要な化学物質)

TKR No.	物質群No.	化学物質群	物質名(和文)	CAS No.	管理区分	閾値 (ppm)	適用・用途・対象
12	A24	ジオクチルスズ化合物 (DOT)	ジオクチルスズオキシド ジオクチルスズジラウレート その他のジオクチル錫化合物	870-08-6 3648-18-8 -	L1	1,000	意図的添加禁止 プラスチックへの添加剤等全ての用途
13	B02	ポリ臭化ビフェニール類 <PBB類>	ポリ臭化ビフェニール類 ジブロモビフェニール 2-ブロモビフェニール 3-ブロモビフェニール 4-ブロモビフェニール トリブロモビフェニール テトラブロモビフェニール ペンタブロモビフェニール ヘキサブロモビフェニール ヘキサブロモ-1,1'-ビフェニール ファイアーマスターFF-1 ヘプタブロモビフェニール オクタブロモビフェニール ノナブロモ-1, 1'-ビフェニール デカブロモビフェニール	59536-65-1 92-86-4 2052-07-5 2113-57-7 92-66-0 59080-34-1 40088-45-7 56307-79-0 59080-40-9 36355-01-8 67774-32-7 35194-78-6 61288-13-9 27753-52-2 13654-09-6	L1	1,000	意図的添加禁止 難燃剤等用途
14	B03	ポリ臭化ジフェニール・エーテル類(PBDE類)	ブロモジフェニールエーテル ジブロモジフェニールエーテル トリブロモジフェニールエーテル テトラブロモジフェニールエーテル ペンタブロモジフェニールエーテル ヘキサブロモジフェニールエーテル ヘクタブロモジフェニールエーテル オクタブロモジフェニールエーテル ノナブロモジフェニールエーテル デカブロモジフェニールエーテル	101-55-3 2050-47-7 49690-94-0 40088-47-9 32534-81-9 36483-60-0 68928-80-3 32536-52-0 63936-56-1 1163-19-5	L1	1,000 10	意図的添加禁止 (難燃剤等用途) EU RoHS指令対象機器以外についてはPBDEは10ppm未満
15	B05	ポリ塩化ビフェニール類 (PCB)	ポリ塩化ビフェニール類 モノメチル-テトラクロロジフェニルメタン(Ugilec 141) モノメチル-ジクロロジフェニルメタン(Ugilec121,Ugilec21) モノメチル-ジブロモジフェニルメタン(DBBT)	1336-36-3 76235-60-6 81161-70-8 99688-47-8	L1	0.5	意図的添加禁止 絶縁油、潤滑油、電気絶縁媒体、可塑剤、塗料溶媒、熱媒体等
16	B06	ポリ塩化ナフタレン (PCN) (塩素原子1個以上)	PCN ポリ塩化ナフタレン その他のポリ塩化ナフタレン	70776-03-3 -	L1	-	意図的添加禁止 絶縁油、潤滑油、電気絶縁媒体、可塑剤、塗料溶媒、熱媒体等
17	B09	短鎖型塩化パラフィン (SCCP) (C10-13)	クロロアルカン C10-13 クロロアルカン C10-12 クロロアルカン C10-13 クロロアルカン 塩素化ポリエチレン その他短鎖型塩化パラフィン	85535-84-8 108171-26-2 71011-12-6 61788-76-9 64754-90-1 -	L1	1,500	意図的添加禁止 結束バンド、包装部品・材料、熱収縮チューブ・フラットケーブル、絶縁板、ラベル、シート、車載機器取り付け用吸着盤

TKRグループグリーン調達基準

第 13 版

(使用禁止物質・含有報告物質)

使用禁止物質: レベル1 (L1) (開発・設計・生産・販売において、意図的使用の禁止、閾値を超える不純物の含有を禁止する化学物質)

含有報告物質: レベル2 (L2) (開発・設計・生産・販売において、使用の有無、及び含有量を把握し、管理し、報告が必要な化学物質)

TKR No.	物質群No.	化学物質群	物質名(和文)	CAS No.	管理区分	閾値(ppm)	適用・用途・対象
18	B10	フッ素系温室効果ガス (PFC, SF6, HFC)	テトラフルオロメタン(4フッ化炭素、PFC-14)	75-73-0	L1	-	意図的添加禁止 触媒、断熱材等の製品に搭載する全ての用途
			ヘキサフルオロエタン(PFC-116)	76-16-4			
			オクタフルオロプロパン(PFC-218)	76-19-7			
			デカフルオロブタン(PFC-31-10)	355-25-9			
			ドデカフルオロペンタン(PFC-41-12)	678-26-2			
			テトラデカフルオロヘキサン(PFC-51-14)	355-42-0			
			オクタフルオロシクロブタン(PFC-318)	115-25-3			
			6フッ化硫黄(SF6)	2551-62-4			
			トリフルオロメタン - (HFC-23)	75-46-7			
			ジフルオロメタン(HFC-32)	75-10-5			
			フッ化メチル - (HFC-41)	593-53-3			
			2H,3H-デカフルオロペンタン - (HFC-43-10mee)	138495-42-8			
			ペンタフルオロエタン (HFC-125)	354-33-6			
			1,1,2,2-テトラフルオロエタン - (HFC-134)	359-35-3			
			1,1,1,2- テトラフルオロエタン - (HFC-134a)	811-97-2			
			1,1-ジフルオロエタン- (HFC-152a)	75-37-6			
			1,1,2-トリフルオロエタン- (HFC-143)	430-66-0			
			1,1,1-トリフルオロエタン - (HFC-143a)	420-46-2			
			2H-ヘプタフルオロプロパン- (HFC-227ea)	431-89-0			
			1,1,1,2,2,3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236cb)	677-56-5			
			1,1,1,2,3,3-ヘキサフルオロプロパン - (HFC-236ea)	431-63-0			
			1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン- (HFC-236fa)	690-39-1			
			1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン- (HFC-245ca)	679-86-7			
			1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパン - (HFC-245fa)	460-73-1			
			1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタン - (HFC-365mfc)	406-58-6			
19	B11	ヘキサブロモシクロデカン (HBCDD)	ヘキサブロモシクロデカン (HBCDD)	25637-99-4 3194-55-6	L1	75	意図的添加禁止
			α -ヘキサブロモシクロデカン	134237-50-6			
			β -ヘキサブロモシクロデカン	134237-51-7			
			γ -ヘキサブロモシクロデカン	134237-55-8			

TKRグループグリーン調達基準

第 13 版

(使用禁止物質・含有報告物質)

使用禁止物質: レベル1 (L1) (開発・設計・生産・販売において、意図的使用の禁止、閾値を超える不純物の含有を禁止する化学物質)

含有報告物質: レベル2 (L2) (開発・設計・生産・販売において、使用の有無、及び含有量を把握し、管理し、報告が必要な化学物質)

TKR No.	物質群No.	化学物質群	物質名(和文)	CAS No.	管理区分	閾値 (ppm)	適用・用途・対象
20	B13	パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 又はその塩及びパーフルオロ(オクタネ-1-スルホニル)=フルオリド(PFOSF)、関連化合物	パーフルオロオクタンスルホン酸	1763-23-1	L1	25ppb	意図的添加またはPFOSとその塩の合計で0.0000025重量%(25 ppb) 意図的添加またはPFOS関連化合物またはそれらの組み合わせで0.0001重量%(1 ppm, 1000 ppb)
			パーフルオロオクタンスルホン酸(リチウム塩)	29457-72-5		1	
			パーフルオロオクタンスルホン酸(カリウム塩)	2795-39-3			
			パーフルオロオクタンスルホン酸フルオリド(PFOSF)	307-35-7			
21	B15	ポリ塩化ターフェニル類(PCT)	ポリ塩化ターフェニル(全ての異性体および同族体)PCT	61788-33-8	L1	50	意図的添加禁止
22	B16	リン酸トリス2-クロロエチル(TCEP)	リン酸トリス 2-クロロエチル(TCEP)	115-96-8	L1	1,000	意図的添加禁止 プラスチック、樹脂への難燃剤用途
			リン酸トリス 1-メチル-2-クロロエチル(TCPP)	13674-84-5 *			
			リン酸トリス 1,3-ジクロロ-2-プロピル(TDCPP)	13674-87-8			
23	B19	ポリ塩化ビニル(PVC) /PVCポリマー	ポリ塩化ビニル	9002-86-2	L1	-	意図的添加禁止 結束バンド、包装部品・材料、熱収縮チューブ、フラットケーブル、絶縁板、ラベル、シート、車載機器取り付け用吸着盤
			その他のポリ塩化ビニル	-			
			PVCポリマー	-			
24	C01	アスベスト類	アスベスト類	1332-21-4	L1	-	意図的添加禁止
			アクチノライト	77536-66-4			
			アモサイト (Grunerite)	12172-73-5			
			アンソフィライト	77536-67-5			
			クリソタイル	12001-29-5			
			クロシドライト	12001-28-4			
			トレモライト	77536-68-6			
25	C02	アゾ染料・顔料(特定アミン) 一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔(芳香族アミン)	4-アミノピフェニル	92-67-1	L1	30	意図的添加禁止 イヤホン、ヘッドホン、ストラップ等で人体に持続的に触れる機能として作られた製品の人体接触部分の顔料の用途で特定アミンが発生するか可能性があるもの 除外: リモコン、マウス等の人体に持続的に触れない部位に用いるもの
			ベンジジン	92-87-5			
			4-クロロ-2-メチルアニリン	95-69-2			
			2-ナフチルアミン	91-59-8			
			o-アミノアゾトルエン	97-56-3			
			5-ニトロ-o-トルイジン	99-55-8			
			p-クロロアニリン	106-47-8			
			2, 4-ジアミノアニソール	615-05-4			
			2, 4, 5-トリメチルアニリン	137-17-7			
			o-アニシジン	90-04-0			
			4-アミノアゾベンゼン	60-09-3			
			4, 4'-メチレンジアニリン	101-77-9			
			3, 3'-ジクロロベンジジン	91-94-1			
			3, 3'-ジメチルベンジジン	119-90-4			
			3, 3'-ジメチルベンジジン	119-93-7			
			4, 4'-ジアミノ-3, 3'-ジメチルジフェニルメタン	838-88-0			
			6-メトキシ-m-トルイジン	120-71-8			
			4, 4'-メチレン-ビス(2-クロロアニリン)	101-77-9			
			4, 4'-オキシジアニリン	101-80-4			
			4, 4'-ジアミノジフェニルスルフィド	139-65-1			
			o-トルイジン	95-53-4			
			4-メチル-m-フェニレンジアミン	95-80-7			

TKRグループグリーン調達基準

第 13 版

(使用禁止物質・含有報告物質)

使用禁止物質: レベル1 (L1) (開発・設計・生産・販売において、意図的使用の禁止、閾値を超える不純物の含有を禁止する化学物質)

含有報告物質: レベル2 (L2) (開発・設計・生産・販売において、使用の有無、及び含有量を把握し、管理し、報告が必要な化学物質)

TKR No.	物質群No.	化学物質群	物質名(和文)	CAS No.	管理区分	閾値(ppm)	適用・用途・対象
26	C04	オゾン層破壊物質(ODS) フロン(CFC)、ハロン、代替ハロン(HBFC)、代替フロン(HCFC)およびその他 <例示物質の一部を記載>	トリクロロフルオロメタン(CFC11) ジクロロジフルオロメタン(CFC12) 塩化フッ化メタン(CFC13) ペンタクロロフルオロエタン(CFC111) テトラクロロジフルオロエタン(CFC112) ブromクロロメタン(ハロン1011) ブromクロロジフルオロメタン(ハロン1211) ブromトリフルオロメタン(ハロン1301) ジブromモテトラフルオロエタン(ハロン2402) テトラクロロメタン(四塩化炭素) 1,1,1-トリクロロエタン ブromメタン(臭化メチル) ジブromフルオロメタン(HBFC-21 B2)	75-69-4 75-71-8 75-72-9 354-56-3 76-12-0 74-97-5 353-59-3 75-63-8 124-73-2 56-23-5 71-55-6 74-83-9 1868-53-7	L1	-	意図的添加禁止 (冷媒、洗浄剤)
27	C07	ホルムアルデヒド	ホルムアルデヒド	50-00-0	L1	-	意図的添加禁止 繊維板(ファイバーボード)、パーティクルボードおよび合板を用いた木工製品(スピーカ、ラックなど)
						75	織物用途
						0.06	成形品、気中濃度0.06ppm
28	C08	特定ベンゾトリアドール(=フェノール)	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール)	3846-71-7	L1	1,000	意図的添加禁止 化粧板・印画紙・成形したプラスチック製品に用いられる紫外線防止剤、紫外線吸収剤用途
29	C09	フタル酸エステル類グループ 1	フタル酸ビス(DEHP)(2-エチルヘキシ)(DEHP) フタル酸ジブチル(DBP) フタル酸ブチルベンジル(BBP) フタル酸ジイソブチル(DIBP)	117-81-7 84-74-2 85-68-7 84-69-5	L1	1,000	意図的添加禁止 可塑剤、染料、顔料、塗料、インキ、接着剤等 グループ1の組合せ合計で1000ppm以上の含有禁止
30	C10	フタル酸エステル類グループ 2	フタル酸ジイソノニル(DINP) フタル酸ジイソデシル(DIDP) フタル酸ジ-n-オクチル フタル酸ジヘキシル フタル酸ジアルキル フタル酸ビス	28553-12-0 68515-48-0 26761-40-0 68515-49-1 117-84-0 84-75-3 71888/89-6 117-82-8 *	L1	1,000	意図的添加禁止 可塑剤、染料、顔料、塗料、インキ、接着剤等 117-82-8対象用途: 通常の使用において皮膚に接触する繊維製品および部品(例:ストラップ、キャリングバッグ、キャリングケース、ポーチ等)
31	C11	フタル酸ジメチル(DMF)(ジメチルフマレート)	ジメチルフマレート(フタル酸ジメチル)	624-49-7	L1	0.1	意図的添加禁止 (防カビ剤、乾燥剤)
32	C12	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	-	117-81-7	L1	1,000	意図的添加禁止
33	C13	フタル酸ジブチル(DBP)	-	84-74-2	L1	1,000	意図的添加禁止
34	C14	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	-	85-68-7	L1	1,000	意図的添加禁止
35	C15	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	-	84-69-5	L1	1,000	意図的添加禁止

TKRグループグリーン調達基準

第 13 版

(使用禁止物質・含有報告物質)

使用禁止物質: レベル1 (L1) (開発・設計・生産・販売において、意図的使用の禁止、閾値を超える不純物の含有を禁止する化学物質)

含有報告物質: レベル2 (L2) (開発・設計・生産・販売において、使用の有無、及び含有量を把握し、管理し、報告が必要な化学物質)

TKR No.	物質群No.	化学物質群	物質名(和文)	CAS No.	管理区分	閾値(ppm)	適用・用途・対象
36	*	パーフルオロオクタン酸(PFOA) その塩及び関連物質	パーフルオロオクタン酸(PFOA) パーフルオロオクタン酸アンモニウム(APFO) パーフルオロオクタン酸のナトリウム塩 パーフルオロオクタン酸のカルウム塩 パーフルオロオクタン酸の銀塩 パーフルオロオクタン酸フルオリド パーフルオロオクタン酸メチル パーフルオロオクタン酸エチル その他PFOA関連物質	335-67-1 3825-26-1 335-95-5 2395-00-8 335-93-3 335-66-0 376-27-2 3108-24-5 -	L1	- 0.025 1	意図的添加禁止 均質材料中25ppb(0.025ppm)以上の含有禁止。また、PFOA関連物質の合計として1000ppb(1ppm)以上の含有禁止
37	*	ヘキサクロロベンゼン(HCB)	-	118-74-1	L1	10	意図的添加禁止
38	*	多環芳香族炭化水素(PAHs)	ベンゾ[def]クリセン (ベンゾ[a]ピレン) ベンゾ[e]ピレン ベンゾ[a]アントラセン ベンゾ[a]フェナントレン ベンゾ[b]フルオランテン ベンゾ[j]フルオランテン ベンゾ[k]フルオランテン ジベンゾ[a,h]アントラセン	50-32-8 192-97-2 56-55-3 218-01-9 205-99-2 205-82-3 207-08-9 53-70-3	L1	-	意図的添加禁止
39	*	N-フェニルベンゼンアミン(BNST)	-	-	L1	1,000	意図的添加禁止
40	*	長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸およびペルフルオロアルキルスルホン酸化合物(LCPFCA,PFSA)	ナトリウム; 2-メチルプロパン-1-スルホン酸 注1) 1,1,2,2-テトラヒドロペルフルオロアルキル(C8-C14)アルコール 注2) チオール、C8-20、ガンマ-オメガ-パーフルオロ、アクリルアミドを含むテロマー チオール、C4-20、γ-オメガ-パーフルオロ、アクリルアミドとアクリル酸のテロマー、ナトリウム塩 1-プロパナミン、3-アミノ-N-(カルボキシメチル)-N、N-ジメチル、N-(2-(ガンマ-オメガ-ペルフルオロ-C4-20-アルキル)チオ)アセチル誘導体、内部塩 ポリフルオロアルキルベタイン(一般名) 変性フルオロアルキルウレタン(一般名) 過フッ素化ポリアミン(一般名)	68187-47-3 68391-08-2 70969-47-0 1078712-88-5 1078715-61-3 CBI 71217 注3) CBI 89419 注3) CBI 274147 注3)	L1	-	意図的添加禁止 2020/9/25~禁止 用途: 部品/製品上のコーティング、もしくはコーティング材料などの混合物製品 例: 表面コーティング ・インク、接着剤、ラッカーやエナメルなどの塗料、ワニス、シーラント、マスカント等 ・半導体または同様な電子部品/他の小型部品の製造のためのフォトマイクロリソグラフィおよびその他の工程で使用する無反射コーティング、フォトレジストまたは界面活性剤に使用されるものは対象外。 注1) 接着剤における使用は対象外 注2) 繊維、皮革、硬質素材(樹脂、木材、金属等)の表面処理に使用される表面コーティングや仕上げの製造や加工、および湿潤剤の製造における使用は対象外 注3) CBI(企業秘密情報)は、表中左記のEPA(経済連携協定) Accession No.を取得している場合のみ対象
41	*	ペルフルオロカルボン酸(C9-C21 PFCA)、その塩およびC9-C21 PFCA関連物質	-	-	L1	0.025 0.26 -	・C9-C14 PFCA及びそれらの塩の合計で25ppb(0.025ppm)未満であること ・C9-C14 PFCA関連物質の合計で260ppb(0.26ppm)未満であること ・C15-C21 PFCA及びその塩 意図的使用禁止
42	*	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)、その塩、及びPFHxS関連物質	-	-	L1	- 0.025 1	意図的添加禁止 成形品質量中又は混合物中において ・PFHxS及びその塩の合計で25ppb(0.025ppm)未満であること ・PFHxS関連物質の合計で1000ppb(1ppm)未満であること
43	*	ペルクロロブター1,3-ジエン(HCBD)	ペルクロロブター1,3-ジエン(HCBD)	87-68-3	L1	-	含有禁止 用途: ゴム部品の剛性率向上のための添加剤

TKRグループグリーン調達基準

第 13 版

(使用禁止物質・含有報告物質)

使用禁止物質: レベル1 (L1) (開発・設計・生産・販売において、意図的使用の禁止、閾値を超える不純物の含有を禁止する化学物質)

含有報告物質: レベル2 (L2) (開発・設計・生産・販売において、使用の有無、及び含有量を把握し、管理し、報告が必要な化学物質)

TKR No.	物質群No.	化学物質群	物質名(和文)	CAS No.	管理区分	閾値(ppm)	適用・用途・対象
44	*	ペンタクロロチオフェノール (PCTP)	ペンタクロロチオフェノール (PCTP)	133-49-3	L1	-	含有禁止 用途: ゴム製造において素練り促進剤
45	*	リン酸イソプロピルフェニル (PIP (3:1))	リン酸イソプロピルフェニル (PIP (3:1))	68937-41-7	L1	-	含有禁止 用途: 潤滑材やグリース、接着剤、プラスチック製品の可塑剤や難燃剤
46	*	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール(2,4,6-TTBP)	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール(2,4,6-TTBP)	732-26-3	L1	-	含有禁止 用途: 液体潤滑剤およびグリース添加剤/酸化防止剤添加剤のための配合物
47	*	デクロランプラスTM (1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ [12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン) (DP)	デクロランプラスTM (1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ [12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン) (DP)	-	L1	1000	意図的添加禁止 用途: 難燃剤 適用除外: 航空宇宙、防衛用途 医療用画像診断と放射線治療の装置/設備 2027年4月16日～1ppm未満
48	*	2-(2H-ベンゾトリアゾール2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール(UV-328)	2-(2H-ベンゾトリアゾール2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール(UV-328)	-	L1	100	意図的添加禁止かつ100ppm未満 2026年8月4日より10ppm未満 2028年8月4日より1ppm未満 用途: プラスチック樹脂用紫外線吸収剤 適用除外: 2030年2月4日まで 自動車 産業用塗料
49	*	中鎖型塩化パラフィン (MCCP,C14-17) (塩素化率45wt%以上のもの)	-	(-)	L1	-	意図的添加禁止 製造工程中での付着・混入・生成禁止
50	*	ヘルフオロヘキサン酸 (PFHxA)別名: パーフオロヘキサン酸)及びPFHxA関連物質	-	(-)	L1	25ppb 1	繊維、皮革、毛皮部品使用禁止 ・PFHxA関連物質の合計で1000ppb(1ppm)未満であること
51	*	1～7個の芳香環を含む鉱物油芳香族炭化水素 (MOAH)	-	(-)	L1	1000	包装材、印刷物
52	*	3～7個の芳香環を含む鉱物油芳香族炭化水素 (MOAH)	-	(-)	L1	1	包装材、印刷物
53	*	16～35個の炭素原子をもつ鉱物油飽和炭化水素 (MOSH)	-	(-)	L1	1000	包装材、印刷物
54	*	4,4'-プロパン-2,2-ジイルジフェノール;ビスフェノールA (BPA)	4,4'-プロパン-2,2-ジイルジフェノール;ビスフェノールA (BPA)	80-05-7	L1	200	感熱紙 感熱紙中で200ppm 以上の含有を禁止
55	*	ペンタクロフェノール(PCP) またはその塩もしくはエステル	-	87-86-5等	L1	5	糊剤、塗料、繊維の防腐剤 非意図的な含有で化学物質、混合物(調剤)、成形品中に5ppm 以下であること。
56	*	繊維製品中のCMR物質	-	-	L1	-	注)繊維製品中のCMR物質の詳細は下記参照(22ページ)

TKRグループグリーン調達基準 (使用禁止物質・含有報告物質)

第 13 版

使用禁止物質: レベル1 (L1) (開発・設計・生産・販売において、意図的使用の禁止、閾値を超える不純物の含有を禁止する化学物質)

含有報告物質: レベル2 (L2) (開発・設計・生産・販売において、使用の有無、及び含有量を把握し、管理し、報告が必要な化学物質)

TKR No.	物質群No.	化学物質群	物質名(和文)	CAS No.	管理区分	閾値 (ppm)	適用・用途・対象
57	*	揮発性有機化合物 (VOC) 及び個別有害物質	中国国家標準 (GB33372-2020) の対象物質	-	L1	-	接着剤 左記標準に適合 注) 中国国家標準は下記参照(23～24 ページ)
			中国国家標準 (GB30981-2020) の対象物質	-			工業保護塗料 左記標準に適合 注) 中国国家標準は下記参照(25～27 ページ)
			中国国家標準 (GB38507-2020) の対象物質	-			インク 左記標準に適合 注) 中国国家標準は下記参照(28 ページ)
			中国国家標準 (GB38508-2020) の対象物質	-			洗浄剤 左記標準に適合 注) 中国国家標準は下記参照(29 ページ)
			中国国家標準 (GB24409-2020) の対象物質	-			車両塗料 左記標準に適合 注) 中国国家標準は下記参照(30～32 ページ)
			中国国家標準 (GB18581-2020) の対象物質	-			木製器具用塗料 左記標準に適合 注) 中国国家標準は下記参照(33～34 ページ)
			中国国家標準 (GB18582-2020) の対象物質	-			建築壁面塗料 左記標準に適合 注) 中国国家標準は下記参照(35～36 ページ)

TKRグループグリーン調達基準
(使用禁止物質・含有報告物質)

第 13 版

使用禁止物質: レベル1 (L1) (開発・設計・生産・販売において、意図的使用の禁止、閾値を超える不純物の含有を禁止する化学物質)

含有報告物質: レベル2 (L2) (開発・設計・生産・販売において、使用の有無、及び含有量を把握し、管理し、報告が必要な化学物質)

TKR No.	物質群No.	化学物質群	物質名(和文)	CAS No.	管理区分	閾値 (ppm)	適用・用途・対象
L2 報告物質							
58	A01	アンチモン/アンチモン化合物	アンチモン 三塩化アンチモン 三酸化アンチモン 五酸化アンチモン アンチモン酸ナトリウム その他のアンチモン化合物	7440-36-0 10025-91-9 1309-64-4 1314-60-9 15432-85-6 -	L2	1,000	全ての用途
59	A02	ヒ素/ヒ素化合物	ヒ素 ガリウムヒ素 その他のヒ素化合物	7440-38-2 1303-00-0 -	L2	1,000	全ての用途
60	A04	ビスマス/ビスマス化合物	ビスマス 三酸化ビスマス 硝酸ビスマス その他のビスマス化合物	7440-69-9 1304-76-3 10361-44-1 -	L2	1,000	全ての用途
61	A11	ニッケル/ニッケル化合物 ※金属ニッケルを除く ニッケル化合物	ニッケル 酸化ニッケル 炭酸ニッケル 硫酸ニッケル その他のニッケル化合物	7440-02-0 1313-99-1 3333-67-3 7786-81-4 -	L2	1,000	全ての用途 禁止: 長時間直接肌に触れる用途⇒L1 報告: その他の用途⇒L2
62	A13	セレン/セレン化合物	セレン 亜セレン酸 その他のセレン化合物	7782-49-2 7783-00-8 -	L2	1,000	全ての用途
63	A16	マグネシウム	マグネシウム	7439-95-4	L2	1,000	全ての用途
64	A19	ベリリウム及びその化合物	ベリリウム その他のベリリウム化合物	7440-41-7 -	L2	1,000	全ての用途 禁止: 酸化ベリリウム
65	A22	塩化コバルト (CoCl ₂)	塩化コバルト(Ⅱ) 塩化コバルト(Ⅱ)水和物 塩化コバルト(Ⅲ) 塩化コバルト	7646-79-9 7791-13-1 10241-04-0 34240-80-7	L2	-	意図的添加禁止 乾燥剤(シリカゲル等)に使用される湿度指示薬
66	B08	臭素系難燃剤 (PBB類、PBDE類およびHBCDDを除く)	ISO 1043-4 コード番号FR(14) [脂肪族/脂環式臭素化合物]の表記法に該当する臭素系難燃剤 ISO 1043-4 コード番号FR(15) [脂肪族/脂環式臭素化合物とアンチモン化合物の組合せ]の表記法に該当する臭素系難燃剤 ISO 1043-4 コード番号FR(16) [芳香族臭素化合物(臭素化ジフェニルエーテル及びビフェニルを除く)]の表記法に該当する臭素系難燃剤 ISO 1043-4 コード番号FR(17) [芳香族臭素化合物(臭素化ジフェニルエーテル及びビフェニルを除く)とアンチモン化合物の組合せ]の表記法に該当する臭素系難燃剤 ISO 1043-4 コード番号FR(22) [脂肪族/脂環式塩素化及び臭素化合物]の表記法に該当する臭素系難燃剤 ISO 1043-4コード番号FR(42)[臭素化有機リン化合物]の表記法に該当する臭素系難燃剤 ポリ(2,6-ジブロモフェニレンオキシド) テトラデカブロモ-P-ジフェノキシベンゼン 1,2-ビス(2,4,6-トリブロモフェノキシ)エタン	- - - - - - 69882-11-7 58965-66-5 37853-59-1	L2	1,000 900	全ての用途 プリント基板用 <臭素含有合計>

TKRグループグリーン調達基準

第 13 版

(使用禁止物質・含有報告物質)

使用禁止物質: レベル1 (L1) (開発・設計・生産・販売において、意図的使用の禁止、閾値を超える不純物の含有を禁止する化学物質)

含有報告物質: レベル2 (L2) (開発・設計・生産・販売において、使用の有無、及び含有量を把握し、管理し、報告が必要な化学物質)

TKR No.	物質群No.	化学物質群	物質名(和文)	CAS No.	管理区分	閾値(ppm)	適用・用途・対象
66	B08	臭素系難燃剤 (PBB類、PBDE類およびHBCDDを除く)	3,5,3',5'-テトラブロモビスフェノール(TBBPA)	79-94-7 *2	L2	1,000 900	前ページ参照 前ページ参照
			TBBA(構造特定せず)	30496-13-0			
			TBBA(エピクロロヒドリンオリゴマー)	40039-93-8			
			TBBA(TBBA-ジグリシジルエーテルオリゴマー)	70682-74-5			
			TBBA(炭酸オリゴマー)	28906-13-0			
			TBBA炭酸オリゴマー、フェノキシエンドキャップト	94344-64-2			
			TBBA炭酸オリゴマー、2,4,6-トリプロモフェノールターミネイテッドT	71342-77-3			
			TBBAビスフェノールAホスゲンポリマー	32844-27-2			
			臭素化エポキシレジン、トリプロモフェノールエンドキャップト	139638-58-7			
			臭素化エポキシレジン、トリプロモフェノールエンドキャップト	135229-48-0			
			TBBA-(2,3-ジプロモプロピルエーテル)	21850-44-2			
			TBBAビス-(2-ヒドロキシエチルエーテル)	4162-45-2			
			TBBAビス(アリルエーテル)	25327-89-3			
			TBBAジメチルエーテル	37853-61-5			
			テトラブロモビスフェノールS	39635-79-5			
			TBBSビス-(2,3-ジプロモプロピルエーテル)	42757-55-1			
			2,4-ジプロフェノール	615-58-7			
			2,4,6-トリプロモフェノール	118-79-6			
			ペンタプロモフェノール	608-71-9			
			2,4,6-トリプロモフェニルアリルエーテル	3278-89-5			
			トリプロモフェニルアリルエーテル(構造特定せず)	26762-91-4			
			テトラプロモシクロオクタン	31454-48-5			
			1,2-ジプロモ-4-(1,2-ジプロモエチル)シクロヘキサン	3322-93-8			
			TBPA Naソルト	25357-79-3			
			テトラプロモフタル酸無水物	632-79-1			
			テトラプロモフタル酸ジメチル	55481-60-2			
			テトラプロモフタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	26040-51-7			
			2-(2-ヒドロキシエトキシ)エチル-2-ヒドロキシプロピルテトラプロモフタレート	20566-35-2			
			TBPA、グリコール-アンドプロピレン-オキシドエステル	75790-69-1			
			N,N'-エチレン-ビス-(テトラプロモフタルイミド)	32588-76-4			
			エチレン-ビス(5,6ジプロノルボルナン-2,3-ジカルボキシミド)	52907-07-0			
			2,3-ジプロモ-2-ブテン-1,4-ジオール	3234-02-4			
			ジプロモネオペンチルグリコール	3296-90-0			
			2,3-ジプロモプロパノール	96-13-9			
			トリプロモ-ネオペンチルアルコール	36483-57-5			
			ポリトリプロモステレン	57137-10-7			
			トリプロモステレン	61368-34-1			
			ジプロモ-ステレン、PPグラフト	171091-06-8			
			ポリジプロモステレン	31780-26-4			
			プロモ/クロロパラフィン類	68955-41-9			
			プロモ/クロロアルファオレフィン	82600-56-4			
			プロモエチレン	593-60-2			
			トリス(2,3-ジプロモプロピル)イソシアヌル酸	52434-90-9			

TKRグループグリーン調達基準
(使用禁止物質・含有報告物質)

第 13 版

使用禁止物質: レベル1 (L1) (開発・設計・生産・販売において、意図的使用の禁止、閾値を超える不純物の含有を禁止する化学物質)

含有報告物質: レベル2 (L2) (開発・設計・生産・販売において、使用の有無、及び含有量を把握し、管理し、報告が必要な化学物質)

TKR No.	物質群No.	化学物質群	物質名(和文)	CAS No.	管理区分	閾値(ppm)	適用・用途・対象
66	B08	臭素系難燃剤 (PBB類、PBDE類およびHBCDDを除く)	トリス(トリブromo-ネオペンチル)フォスフェート	49690-63-3	L2	1,000 900	前ページ参照 前ページ参照
			トリス(トリブromo-ネオペンチル)フォスフェート	19186-97-1			
			塩素化、臭素化リン酸エステル	125997-20-8			
			ペンタブromotoluen	87-83-2			
			ペンタブromobenzil bromid	38521-51-6			
			臭素化1,3-ブタジエンホモポリマー	68441-46-3			
			ペンタブromobenzil アクリレートモノマー	59447-55-1			
			ペンタブromobenzil アクリレートポリマー	59447-57-3			
			デカブromodiphenylエタン	84852-53-9 *1			
			トリブromobisフェニルマレイニミド	59789-51-4			
			オクタブromo-1,1,3-トリメチル-1-フェニルインダン(FR-1808)	155613-93-7			
			その他の臭素系難燃剤	-			
67	B12	過塩素酸塩	過塩素酸リチウム	7791-03-9	L2	0.006	全ての用途
			その他過塩素酸塩化合物	-			
68	B17	[4-[ビス(4-ジメチルアミノフェニル)メチレン]-2,5-シクロヘキサジエン-1-イリデン]ジメチルアンモニウムクロリド(別名C.I. ベイシックバイオレット3)	Crystal Violet	548-62-9	L2	1,000	全ての用途
69	B18	塩素系難燃材	[2,2-ビス(クロロメチル)-1,3-プロパンジイル]ビスオキシビスホスホン酸テトラキス(2-クロロエチル)	38051-10-4	L2	1,000 900	全ての用途 プリント基板用途 <塩素含有合計>
			りん酸2,2-ビス(ブromomethyl)-3-クロロプロピル=ビス[2-クロロ-1-(クロロメチル)エチル]	66108-37-0			
70	C06	放射性物質	ウラン-238	7440-61-1	L2	-	意図的添加禁止 用途: 煙感知器、測定装置、ゲージ類、検出器類
			ラドン	10043-92-2			
			アメリカシウム-241	14596-10-2			
			トリウム-232	7440-29-1			
			セシウム-137	10045-97-3			
			ストロンチウム-90	10098-97-2			
			その他の放射性物質	-			
71	C16	アルミノ珪酸塩、耐火セラミックス繊維	-	-	L2	1,000	全ての用途
72	C17	ジルコニアアルミノ珪酸塩、耐火セラミック繊維	-	-	L2	1,000	全ての用途
73	C18	ホウ酸、特定ホウ酸ナトリウム	ホウ酸	10043-35-3	L2	1,000	全ての用途
				11113-50-1			
74	C19	四ホウ酸ナトリウム無水物	四ホウ素ナトリウム	1330-43-4	L2	1,000	全ての用途
			四ホウ酸ナトリウム10水和物(ほう砂)	1303-96-4			
			四ホウ素ナトリウム5水和物	12179-04-3			
75	C20	七酸化ナトリウム四ホウ素水和物(四ホウ酸ナトリウム水和物)	七酸化ナトリウム四ホウ素五水和物	12267-73-1	L2	1,000	全ての用途

TKRグループグリーン調達基準 (使用禁止物質・含有報告物質)

第 13 版

使用禁止物質: レベル1 (L1) (開発・設計・生産・販売において、意図的使用の禁止、閾値を超える不純物の含有を禁止する化学物質)

含有報告物質: レベル2 (L2) (開発・設計・生産・販売において、使用の有無、及び含有量を把握し、管理し、報告が必要な化学物質)

TKR No.	物質群No.	化学物質群	物質名(和文)	CAS No.	管理区分	閾値 (ppm)	適用・用途・対象
76	C21	1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数7を主成分とする炭素数6～8の分岐ジアルキルエステル類 (DIHP)	-	71888-89-6	L2	1,000	全ての用途
77	C22	1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数7～11の分岐および直鎖ジアルキルエステル類 (DHNUP)	-	68515-42-4 *1	L2	1,000	全ての用途
78	C24	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール、(4-tert-オクチルフェノール)	4-tert-オクチルフェノール	140-66-9	L2	1,000	全ての用途
79	C25	ビス(2-メトキシエチル)エーテル	ビス(2-メトキシエチル)エーテル	111-96-6	L2	1,000	全ての用途
80	C26	N,N-ジメチルアセトアミド(DMAC)	N,N-ジメチルアセトアミド(DMAC)	127-19-5	L2	1,000	全ての用途
81	*	ハロゲン系化合物	ハロゲン化合物 <有機塩素系化合物><有機臭素系化合物>(No.65,70関連)	-	L2	900	積層板 対象 上記以外のプラスチック難燃材・可塑剤へ意図的添加は禁止
82	*	ペルフルオロヘキサン酸(PFHxA) 別名: パーフルオロヘキサン酸	-	-	L2	-	用途: 金属メッキ、繊維製品、皮革製品、研磨剤および洗浄剤、コーティング、含浸/補強材、電子機器および半導体の製造、難燃剤および腐食防止剤
83	*	リン酸トリフェニル (TPP)	リン酸トリフェニル(TPP)	115-86-6	L2	-	用途: 可塑剤、高分子用難燃剤
84	*	中鎖型塩化パラフィン(MCCP,C14-17)	-	-	L2	-	用途: 難燃剤、可塑剤、金属加工用の潤滑剤・冷却剤
85	*		REACH/制限物質		L2	-	REACH最新版を適用
86	*		REACH/認可物質		L2	-	REACH最新版を適用
87	*		REACH/SVHC		L2	-	REACH最新版を適用
88	*		chemSHERPA管理物質		L2	-	最新法規制を適用

繊維製品中のCMR物質(Carcinogenic, Mutagenic or Toxic to Reproduction toxic
発がん性、変異原性、生殖毒性を有する物質)

下記対象物質は使用禁止物質(レベル1)とする。

通常の使用において皮膚に接触する繊維製品および部品(例:ストラップ、キャリングバッグ、キャリングケース、ポーチ等)を対象とする。但し、繊維製品および部品とは、製法によらず、繊維のみから構成される、もしくは、繊維を含む部分が繊維を重量比80%以上含有する製品および部品を指す。

No.	物質名	CAS No.	閾値レベル (均質材料中)
1	カドミウム及びカドミウム化合物 (EUREACH規則附属書XVII, Entry 28, 29, 30, Appendices 1-6に記載)	—	0.0001 重量% (1 ppm) (Cd金属として)
2	六価クロム化合物 (EUREACH規則附属書XVII, Entry 28, 29, 30, Appendices 1-6に記載)	—	0.0001 重量% (1 ppm) (Cr(VI)金属として)
3	ヒ素化合物 (EUREACH規則附属書XVII, Entry 28, 29, 30, Appendices 1-6に記載)	—	0.0001 重量% (1 ppm) (As金属として)
4	鉛及び鉛化合物 (EUREACH規則附属書XVII, Entry 28, 29, 30, Appendices 1-6に記載)	—	0.0001 重量% (1 ppm) (Pb金属として)
5	ベンゼン	71-43-2	0.0005 重量% (5 ppm)
6	ベンゾ[a]アントラセン	56-55-3	0.0001 重量% (1 ppm)
7	ベンゾ[e]アセフェナントリレン	205-99-2	0.0001 重量% (1 ppm)
8	ベンゾ[a]ピレン; ベンゾ[def]クリセン	50-32-8	0.0001 重量% (1 ppm)
9	ベンゾ[e]ピレン	192-97-2	0.0001 重量% (1 ppm)
10	ベンゾ[i]フルオランテン	205-82-3	0.0001 重量% (1 ppm)
11	ベンゾ[k]フルオランテン	207-08-9	0.0001 重量% (1 ppm)
12	クリセン	218-01-9	0.0001 重量% (1 ppm)
13	ジベンゾ[a,h]アントラセン	53-70-3	0.0001 重量% (1 ppm)
14	α, α, α -4-テトラクロロトルエン; p-クロロベンゾトリクロリド	5216-25-1	0.0001 重量% (1 ppm)
15	α, α, α -トリクロロトルエン; ベンゾトリクロリド	98-07-7	0.0001 重量% (1 ppm)
16	α -クロロトルエン; 塩化ベンジル	100-44-7	0.0001 重量% (1 ppm)
17	ホルムアルデヒド	50-00-0	0.0075 重量% (75 ppm)
18	1, 2-ベンゼンジカルボン酸; 炭素数7の側鎖炭化水素 を主成分とする炭素数6~8側鎖アルキルエステル類	71888-89-6	0.1 重量% (1000 ppm) (左記の物質または、EU REACH ANNEX XVIIおよび 本表記載の他のフタル酸エステル類との合計として)
19	フタル酸ビス(2-メトキシエチル)	117-82-8	0.1 重量% (1000 ppm) (左記の物質または、EU REACH ANNEX XVIIおよび 本表記載の他のフタル酸エステル類との合計として)
20	フタル酸ジイソペンチル	605-50-5	0.1 重量% (1000 ppm) (左記の物質または、EU REACH ANNEX XVIIおよび 本表記載の他のフタル酸エステル類との合計として)
21	フタル酸ジアミル (DPP)	131-18-0	0.1 重量% (1001 ppm) (左記の物質または、EU REACH ANNEX XVIIおよび 本表記載の他のフタル酸エステル類との合計として)
22	フタル酸ジヘキシル (DnHP)	84-75-3	0.1 重量% (1000 ppm) (左記の物質または、EU REACH ANNEX XVIIおよび 本表記載の他のフタル酸エステル類との合計として)
23	N-メチルピロリドン; 1-メチル-2-ピロリドン	872-50-4	0.3 重量% (3000 ppm)
24	N,N-ジメチルアセトアミド (DMAC)	127-19-5	0.3 重量% (3000 ppm)
25	N,N-ジメチルホルムアミド; ジメチルホルムアミド (DMF)	68-12-2	0.3 重量% (3000 ppm)
26	1,4,5,8-テトラアミノアントラキノン; ディスパーズブルー1	2475-45-8	0.005 重量% (50 ppm)
27	ベンズアミン, 4,4'-(4-イミノシクロヘキサ-2,5-ジエニリデ ンメチレン)ジアニリン塩酸塩; ベーシックレッド9	569-61-9	0.005 重量% (50 ppm)
28	[4-[4,4'-ビス(ジメチルアミノ)ベンズヒドリリデン]シクロヘ キサ-2,5-ジエン-1-イリデン]ジメチルアンモニウム塩酸 塩; ベーシックバイオレット3	548-62-9	0.005 重量% (50 ppm)
29	4-クロロ-2-メチルアニリン塩酸塩	3165-93-3	0.003 重量% (30 ppm)
30	2-ナフタレンアミン酢酸塩	553-00-4	0.003 重量% (30 ppm)
31	4-メトキシ-m-フェニレンジアミン硫酸塩; 2,4-ジアミノアニ ソール硫酸塩	39156-41-7	0.003 重量% (30 ppm)
32	2,4,5-トリメチルアニリン塩酸塩	21436-97-5	0.003 重量% (30 ppm)
33	キノリン	91-22-5	0.005 重量% (50 ppm)

【中国国家標準】

中国国家標準の詳細は下記参照願います。

GB 33372-2020 接着剤の揮発性有機化合物 限度量 (規制開始日：2020年12月1日)
法令順守の判断は中国当局発表の最新GB中国語原文で判断ください。

■適用範囲

- 規定の条件下における接着剤中の揮発性有機化合物（以下、VOCと略称）含有量の 限度要求、試験方法、検査規則およびパッケージラベルについて規定したものである。
- 溶剤系、水系、無溶剤系接着剤中の揮発性有機化合物含有量の制限に適用される。
- 本標準は、以下には適用されない。
- ― 中間体として使用されるか、または流通の段階に進まずに原料生産用として使用される接着剤。
 - ― いかなる研究・開発、品質保証または分析であれ、実験室での試験または評価のために使用される接着剤。
 - ― 尿素ホルムアルデヒド、フェノール・ホルムアルデヒド、メラミンホルムアルデヒド接着剤。
 - ― 材料の接着時に使用する特殊機能性表面処理剤。

■要求

接着剤製品中のベンゼン系（ベンゼン、トルエンおよびキシレン）、ハロゲン化アルキル（ジクロロメタン、1,2ジクロロエタン、1,1,1トリクロロエタン、1,1,2トリクロロエタン）、トルエンジイソシアネート、遊離ホルムアルデヒドなど単独の揮発性有機化合物含有量については、GB30982またはGB19340の規定を満たしていること。

溶剤系接着剤のVOC含有量限度量は、表1の規定を満たしていること。

水系接着剤のVOC含有量限度量は、表2の規定を満たしていること。

無溶剤系接着剤のVOC含有量限度量については、表3を参照のこと。

接着剤製品に、複数種類用途への使用について明示されている場合、各要求における最低限度量とする。

■限度量

適用分野	指標 (g/ℓ), ≤				
	クロロブレンゴム類	スチレン-ブタジエン-スチレンブロック共重合体ゴム類	ポリウレタン類	アクリレート類	その他
建築	650	550	500	510	500
内装・インテリア	600	500	400	510	450
靴・カバン	600	500	400	-	400
木工・家具	600	500	400	510	400
組立業	600	550	250	510	250
包装	600	500	400	510	500
特殊	850 ^a	-	550 ^b	-	700 ^c
その他	600	500	250	510	250

^a 現場修理用。
^b 重防食専用。
^c 自動車・橋梁免振用熱加硫接着剤。

適用分野	指標 (g/ℓ), ≤						
	ポリ酢酸ビニル類	ポリビニルアルコール類	ゴム類	ポリウレタン類	酢酸ビニル-エチレン共重合体エマルジョン類	アクリレート類	その他
建築	100	100	150	100	50	100	50
内装・インテリア	50	50	100	50	50	50	50
靴・カバン	50	-	150	50	50	100	50
木工・家具	100	-	100	50	50	50	50
交通・運輸	50	-	50	50	50	50	50
組立業	100	-	100	50	50	50	50
包装	50	-	50	50	50	50	50
その他	50	50	50	50	50	50	50

適用分野	指標 (g/kg) ≤								
	シリコン類	MS 類	ポリウレタン類	多硫化類	アクリレート類	エポキシ樹脂類	a-シアノアクリル類	熱可塑性類	その他
建築	100	100	50	50	-	100	20	50	50
靴・カバン	100	50	50	50	-	50	20	50	50
木工・家具	-	50	50	-	-	-	20	50	50
衛生材料、服装、繊維加工	-	50	50	-	-	-	-	50	50
紙加工及び製本	-	50	50	-	-	-	-	50	50
交通・輸送	100	100	50	50	200	100	20	50	50
組立業	100	100	50	50	200	100	20	50	50
包装	100	50	50	-	-	-	-	50	50
その他	100	50	50	50	200	50	20	50	50

注 1：MS とはシラン変性ポリマーを主要材料とする接着剤を指す。
注 2：熱可塑性類とは熱可塑性ポリオレフィンあるいは熱可塑性ゴムを指す。

(GB30982-2014) 表1 溶剤型建築用接着剤中の有害物質の制限値

項目	制限値				
	クロロブレン接着剤	SBS接着剤	ポリウレタン系接着剤	アクリレート系接着剤	その他接着剤
ベンゼン/ (g/kg)					
トルエン+キシレン/ (g/kg)	≤200	≤80	≤150		
トルエンジイソシアネート/ (g/kg)	-		≤10	-	
ジクロロメタン/ (g/kg)	総量≤5.0	≤200	-	総量≤50	
1,2-ジクロロエタン/ (g/kg)		総量≤5.0			
1,1,1-トリクロロエタン/ (g/kg)					
1,1,2-トリクロロエタン/ (g/kg)					
揮発性有機化合物/ (g/L)	≤680	≤630	≤680	≤600	≤680

(GB30982-2014) 表2 水性建築用接着剤中の有害物質の制限値

項目	制限値						
	ポリ酢酸ビニル系	ジメトキシメタン系	ゴム系	ポリウレタン系	VAE乳液系	アクリレート系	その他
遊離ホルムアルデヒド/ (g/kg)	≤0.5	≤1.0	≤1.0	-	≤0.5	≤0.5	≤1.0
揮発性有機化合物/ (g/L)	≤100	≤150	≤150	≤100	≤100	≤100	≤150

(GB30982-2014) 表3 無溶剤型建築用接着剤中の有害物質の制限値

項目	制限値				
	有機シリコン系 (MS含む)	ポリウレタン系	多硫化物系	エポキシ系	
				A成分	B成分
揮発性有機化合物/ (g/L)	≤100	≤50	≤50	≤50	-
トルエンジイソシアネート/ (g/kg)	-	≤10	-	-	-
ベンゼン/ (g/kg)	-	≤1	-	≤2	≤1
トルエン/ (g/kg)	-	≤1	-	-	-
トルエン+キシレン/ (g/kg)	-	-	-	≤50	≤20

(GB19340-2014) 表2 靴とカバン用接着剤中の有害物質の制限値

項目	制限値	
	溶剤型	水基型
ベンゼン	≤5.0 g/kg	-
トルエン+キシレン	≤200 g/kg	-
遊離トルエンジイソシアネート	≤10.0 g/kg	-
ノルマルヘキサン	≤150 g/kg	-
1,2-ジクロロエタン/ (g/kg)	≤5.0g/kg	
総ハロゲン化アルキル (ジクロロメタン/ (g/kg)、1,2-ジクロロエタン/ (g/kg)、1,1,2-トリクロロエタン/ (g/kg)、トリクロロエチレン/ (g/kg) 含め)	≤50.0 g/kg	-
揮発性有機化合物	≤750 g/L	≤100 g/L

GB 30981-2020 工業保護塗料中の有害物質限量 (規制開始日：2020年12月1日)

法令順守の判断は中国当局発表の最新GB中国語原文で判断ください。

■ 適用範囲

工業保護塗料中の人体および環境に有害な物質の許容限量 に関する製品分類、要求、試験方法、検査規則、パッケージラベル、標準の施行について規定したものである。

■ 要求

特殊機能性塗料を除く各種工業保護塗料中のVOC含有量の限量については、表1、表2、表3、表4の要求を満たしていること。

注釈

特殊機能性塗料とは、絶縁塗料、タッチパネルおよび光学プラスチックシート用の耐指紋塗料、150℃以上の高温で焼結し膜を形成するポリテトラフルオロエチレン類塗料 (耐化学性、耐摩耗、潤滑、非粘着などの特殊機能)、エラストマー用フッ化ケイ素塗料、電気メッキ (銀メッキ)、調塗装 (放射線硬化型)、ラベル用塗装、電子部品用保護塗料 (酸ミスト防止、防塵、防湿などの特殊機能) などを指す。

水性塗料中のVOC含有量の限量は、表1の要求を満たしていること。

溶剤系塗料中のVOC含有量の限量は、表2の要求を満たしていること。

無溶剤塗料中のVOC含有量の限量は、表3の要求を満たしていること。

放射線硬化塗料中のVOC含有量の限量は、表4の要求を満たしていること。

塗料製品に複数種類の用途への適用が明示されている場合、各要求における最も厳格な限量要求を満たしていること。

■ 限量

表1 水性塗料中の揮発性有機化合物 (VOC) 含有量の限度値

製品分類			主要製品種類	限量/(g/L)
機械設備用塗料	建設機械と農業機械用塗料 (部品用塗料を含む)		下塗り	≤300
			中塗り	≤300
			上塗り	≤420
			ワニス	≤420
	港湾機械と化工機械用塗料 (部品用塗料を含む)		ショップライマー	≤300
			下塗り	≤300
			中塗り	≤250
			上塗り	≤300
	その他		ワニス	≤300
			下塗り	≤250
			中塗り	≤200
			上塗り	≤300
建築物と構造物防護用塗料 (建築壁面塗料を除く)	金属基材用防食塗料	1液型	アルキド樹脂塗料	≤350
			下塗り	≤300
			その他 上塗り	≤300
			エフェクト顔料	≤420
		2液型	ショップライマー	≤300
			下塗り	≤300
			中塗り	≤250
			上塗り	≤300
	コンクリート防護用塗料		エフェクト顔料	≤420
			密封用下塗り	≤300
			下塗り	≤250
			中塗り	≤250
	その他		上塗り	≤300
			—	≤300
コンテナ塗料			下塗り	≤350
			中塗り	≤250
			上塗り	≤300
包装塗料	ノンスティック塗料		下塗り	≤480
			中塗り	≤350
			上塗り	≤300
	その他		ロール塗 (板材)	≤480
			吹き付け	≤400
型材用塗料 (金属下地のカーテンウォール板塗料を含む)			電気泳動塗料	≤250
			フッ素樹脂塗料	≤350
			その他	≤300
電子電子機器用塗料			下塗り	≤420
			色塗り	≤420
			ワニス	≤420

表2 溶剤系塗料中の揮発性有機化合物 (VOC) 含有量の限度値

製品分類		主要製品種類		限度量/(g/L)
機械設備用塗料	建設機械と農業機械用塗料 (部品用を含む)	下塗り		≤540
		中塗り		≤540
		上塗り		≤550
		ワニス		≤550
	港湾機械と化工機械用塗料 (部品用を含む)	ショップライマー		≤680
		下塗り	無機	≤600
			その他	≤550
		中塗り		≤500
		上塗り		≤500
		ワニス		≤500
		特殊塗料 (耐高温塗料等)		≤650
	その他	下塗り		≤500
		中塗り		≤480
		上塗り		≤550
		ワニス		≤550
建築物と構造物防護用塗料	金属基材防食用塗料	ショップライマー	無機	≤720
			有機	≤650
		無機亜鉛プライマー		≤600
		1液型塗料		≤630
		2液型塗料	下塗り	≤500
			中塗り	≤500
			上塗り	≤550
			ワニス	≤580
	コンクリート防護用塗料 (鉄道コンクリート橋面薄塗防水塗料を含む)	密封用下塗り		≤700
		下塗り		≤540
		中塗り		≤540
		上塗り		≤550
	特殊塗料 (耐高温塗料、耐化学品塗料、つなぎ塗料等)	――		≤650
	その他	――		≤550
コンテナ用塗料		ショップライマー	吹き付け	≤700
			ロール塗布	≤650
		下塗り		≤550
		中塗り		≤500
		上塗り		≤550
前塗コイル材	フッ素樹脂塗料	――		≤780
	その他	下塗り		≤650
		中塗り		≤700
		上塗り		≤600
		ワニス		≤600
包装用塗料	非粘着塗料	――		≤420
	その他	ロール塗布	コイル材	≤780
			シート材	≤680
		吹き付け		≤750
型材用塗料 (金属基材カーテンウォール板塗料を含む)	フッ素樹脂塗料	――		≤780
		下塗り		≤520
	その他	上塗り		≤600
		ワニス		≤550
電子電子機器用塗料		下塗り		≤600
		色塗り		≤700
		ワニス		≤650

表3 無溶剤塗料中の揮発性有機化合物 (VOC) 含有量の限度値

項目	限度量/ (g/L)
揮発性有機化合物 (VOC) 含有量	≤100

表4 放射固化塗料中揮発性有機化合物 (VOC) 含有量の限度値

製品分類	塗装方式	限度量/(g/L)
水性	吹き付け	≤400
水性	その他	≤150
非水性	吹き付け	≤550
	その他	≤200

表5 その他の有害物質含有量の限度値

項目		限度量/(g/L)
ベンゼンの含有量 ^a (溶剤型塗料、非水性放射硬化塗料に限る)/%		≤0.3
トルエンおよびキシレン (エチルベンゼンを含む) の総含有量 ^a (溶剤型塗料、非水性放射線硬化塗料に限る)/%		≤35
ハロゲン化アルキル総含有量 ^a (溶剤系塗料、非水性放射線硬化塗料に限る)/% (ジクロロメタン、クロロホルム、四塩化炭素、1,1-ジクロロエタン、1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,2-ジクロロプロパン、1,2,3-トリクロロプロパン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンに限る)		≤1
多環芳香族炭化水素総含有量 ^a (溶剤型塗料、非水性放射硬化塗料に限る)/(mg/kg)(ナフタレン、アントラセンに限る)		≤500
メタノール含有量 ^a (無機類塗料に限る)/%		≤1
グリコールエーテル及びエーテルエステルの総含有量 ^a (水性塗料、溶剤型塗料、放射硬化塗料に限る)/% (エチレングリコールメチルエーテル、エチレングリコールメチルエーテルアセテート、エチレングリコールモノエチルエーテル、エチレングリコールエーテルアセテート、エチレングリコールジメチルエーテル、エチレングリコールジエチルエーテル、ジエチレングリコールジメチルエーテル、トリエチレングリコールジメチルエーテルに限定)		≤1
重金属含有量 (着色塗料 ^b 、粉末塗料、アルキド樹脂ワニスに限る)mg/kg	鉛 (Pb) 含有量	≤1,000
	カドミウム (Cd) 含有量	≤100
	6価クロム (Cr ⁶⁺) 含有量	≤1,000
	水銀 (Hg) 含有量	≤1,000
^a その他の種類の塗料は、製品に明示されている使用条件における施工混合比に従って混合した後、測定する。複数成分におけるある成分の使用量がある範囲内に設定されている場合、製品の使用条件における施工配合比で規定されている最大の割合に従って混合した後、測定すること。水性塗料および水性放射線硬化塗料のすべての項目については、いずれも水の希釈率は考慮しない。 ^b 顔料、体質顔料、染料を含有する1類塗料を指す。		

■測定 の注意要求

水性塗料と水性放射硬化塗料は水の希釈比率を考慮しない。

その他の種類の塗料は製品に明示された配合率に従って配合してから測定する。

複数成分における成分の使用量が範囲内にある場合、製品の 使用条件 における施工配合比で規定されている最大の割合に従って混合した後、測定すること。

GB 38507-2020 インキ中の揮発性有機化合物VOCs含有量限度値(規制開始日：2021年4月1日)

法令順守の判断は中国当局発表の最新GB中国語原文で判断ください。

■適用範囲

インキ中の揮発性有機化合物 (VOCs) 含有量の制限値を規定し、関連するインキ用語および定義、分類、要求、試験方法、パッケージラベルおよび使用禁止溶剤リストについて示したものである。

印刷する際、機器上でのインキの性能を調整するのに使用する添加剤、希釈剤などには適用されない。

また、印刷時に使用する印刷機のインキ洗浄液などの製品にも適用されない。

■要求

インキ中の揮発性有機化合物含有量の制限値は、表1の要求を満たしていること。

ハロゲン化アルキルと表A.1に列挙されている溶剤は、インキ製品の生産過程で人為的に添加しないこと。

■限度値

表1 インキの揮発性有機化合物含有量の限度値

インクの種類			揮発性有機化合物 (VOCs) の制限値/%
溶剤インク	凹版インク		≤75
	フレキソインク		≤75
	インクジェット印刷インク		≤95
	スクリーン印刷インク		≤75
水性インク	凸版インク	吸収性基材	≤15
		非吸収性基材	≤30
	フレキソインク	吸収性基材	≤5
		非吸収性基材	≤25
	インクジェット印刷インク		≤30
	スクリーン印刷インク		≤30
オフセットインク	枚葉オフセットインク		≤3
	コールドセット輪転インク		≤3
	ヒートセット輪転インク		≤10
エネルギー線硬化型インク	オフセット印刷インク		≤2
	フレキソインク		≤5
	スクリーン印刷インク		≤5
	インクジェット印刷インク		≤10
	凸版インク		≤10
彫刻凸版インク			≤20

表A.1 意図的にインキに添加することを禁止すべき溶媒の一覧表

番号	物質名	CAS 登録番号	対応するGB/T36421-2018の番号
1	エチルベンゼン	100-41-4	62
2	プロピレンオキシド	75-56-9	72
3	スチレン	100-42-5	79
4	ベンゼン	71-43-2	84
5	亜硝酸イソプロピル	541-42-4	121
6	亜硝酸ブチル	544-16-1	122
7	エチレングリコールモノエチルエーテル	110-80-5	510
8	エチレングリコールエーテルアセテート	111-15-9	511
9	エチレングリコールモノメチルエーテル	109-86-4	512
10	エチレングリコールメチルエーテルアセテート	110-49-6	513
11	2-ニトロプロパン	79-46-9	529
12	N-メチル 2-ピロリドン	872-50-4	542
13	トリグリム	112-49-2	637
14	エチレングリコールジメチルエーテル	110-71-4	638
15	エチレングリコールジエチルエーテル	629-14-1	659
16	トルエン	108-88-3	/
17	キシレン	1330-20-7	/

GB 38508-2020 洗淨剤の揮発性有機化合物含有量限度値（規制開始日：2020年12月1日）
法令順守の判断は中国当局発表の最新GB中国語原文で判断ください。

■適用範囲

洗淨剤の製品分類、揮発性有機化合物VOCの限度値要求、検査方法およびパッケージラベルについて規定したものである。
 工業生産およびサービス活動において生産したり、使用したりする揮発性有機化合物を含有する洗淨剤に適用される。
 航空・宇宙飛行、原子力産業、軍需産業、半導体集積回路製造用の洗淨剤には適用されない。

■要求

洗淨剤中のVOC含有量および特定揮発性有機化合物含有量は、表1の要求を満たしていること。
 表1の要求を満たした水系洗淨剤、および表2の要求を満たした準水系洗淨剤は、低VOC含有量洗淨剤に属する。

■限度値

表1 洗淨剤中のVOC含有量及び特定揮発性有機物の限度値

項目	限度値		
	水性洗淨剤	準水系洗淨剤	有機溶剤洗淨剤
揮発性有機化合物含有量 (VOCs含有量)、g/L ≤	50	300	900
ジクロロメタン、クロロホルム、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの合計量、% ≤	0.5	2	20
ホルムアルデヒド、g/kg ≤	0.5	0.5	—
ベンゼン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンの合計量、% ≤	0.5	1	2
注：“—”は要求がないことを指す。			

表2 VOCs低含有量準水系洗淨剤の制限値

項目	限度値
揮発性有機化合物含有量 (VOCs 含有量), g/L ≤	100
ジクロロメタン、クロロホルム、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの合計量、% ≤	0.5
ホルムアルデヒド、g/kg ≤	0.5
ベンゼン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンの合計量 % ≤	0.5

■測定の注意要求

洗淨剤の製品説明書またはパッケージラベルに明記されている使用条件における使用配合比に従って、適量の試料測定液を調製するとともに、適切に密封して保存する。希釈が必要な場合、比率に従って希釈する。
 希釈比率にある範囲が設定されている場合、希釈剤の最小使用量・洗淨剤製品の最大使用量という配合比で希釈する。
 洗淨剤製品の使用条件における使用配合比が明記されていない場合、洗淨剤製品を試料測定液とする。

GB 24409-2020 車両塗装中の有害物質限度値 (規制開始日：2020年12月1日)

法令順守の判断は中国当局発表の最新GB中国語原文で判断ください。

■適用範囲

各種車両塗料中の人体および環境に有害な物質の許容限度値に関する製品分類、要求、試験方法、検査規則、パッケージラベル、標準の施行について規定したものである。

パテを除いて、各種自動車の純正塗料、自動車補修用塗料、軌道交通車両用塗料、バイク（電動バイクを含む）用塗料、自転車（電動自転車を含む）用塗料、その他の車両バイク（電動バイクを含む）用塗料、自転車（電動自転車を含む）用塗料、その他の車両（特殊自動車、低速自動車、トレーラーなど）用塗料、車両用部品塗料に適用される。

トラクター輸送ユニット用塗料、ホイール式専用機械車両用塗料、軍事用車両用塗料には適用されない。

■要求

特殊機能性塗料を除く各種車両塗料中のVOC含有量の限度値については、表1、表2および表3の要求を満たしていること。

注釈

特殊機能性塗料とは、ポリプロピレン下地用プライマー（過マンガン酸カリウム水溶液を含む）、ウォッシュプライマー、新旧塗膜境界部の塗装跡除去用補助剤（希釈剤）、電着塗膜の穿孔時に使用する補修用中塗り、耐チッピング塗料 [補助的な耐チッピング性を有する塗料は含まない]、自動車用エンジンおよび排気管などの部位に使用する耐熱塗料、150℃以上の高温で焼結し膜を形成する。

ポリテトラフルオロエチレン類塗料（耐化学性、耐摩耗、潤滑、非粘着などの特殊機能）、エラストマー用潤滑塗料、電気メッキ（銀メッキ）調塗装、補修用スプレー缶塗料、ラベル用塗装などを指す。

各種車両塗料におけるVOC含有量以外の他の有害物質含有量限度値 については、表4の要求を満たしていること。

■限度値

表1 水性塗料中のVOC含有量の限度値要求

製品分類	製品のタイプ		限度値/(g/L)
自動車用純正塗料 (乗用車、貨物自動車)	電着下塗り		≤250
	中塗り		≤350
	ベースコート		≤530
	クリアーコート不要ソリッドカラー塗料		≤420
自動車用純正塗料 [大型乗用車 (自動車)]	電着下塗り		≤250
	その他の下塗り		≤420
	中塗り		≤300
	ベースコート		≤420
	クリアーコート不要ソリッドカラー塗料		≤420
	クリアーコート		≤420
自動車補修用塗料	ベースコート		≤420
	クリアーコート不要ソリッドカラー塗料		≤420
軌道交通車両用塗料 [動力分散式列車、客車 (鉄道車両)、都市軌道交通車両、牽引機関車]	下塗り		≤250
	中塗り		≤300
	ベースコート		≤420
	クリアーコート不要ソリッドカラー塗料		≤420
	クリアーコート		≤420
軌道交通車両用塗料 (貨車)	下塗り		≤250
	上塗り		≤420
バイク (電動バイクを含む) および自転車 (電動自転車を含む) 用塗料、車両部品用塗料	外装プラスチック部品用塗料	下塗り	≤450
		着色塗料	≤530
	金属部品用塗料	下塗り	≤350
		着色塗料	≤480
		クリアーコート	≤420
	内装部品用塗料	下塗り	≤450
		ベースコート	≤530
		クリアーコート不要ソリッドカラー塗料	≤420
		クリアーコート	≤420
その他の車両 (特殊自動車、低速自動車、トレーラーなど) 用塗料	下塗り		≤420
	ベースコート		≤420
	クリアーコート不要ソリッドカラー塗料		≤420
	クリアーコート		≤420

表2 溶剤系塗料中のVOC含有量の限度値要求

製品分類	製品のタイプ			限度値/(g/L)	
自動車用純正塗料（乗用車）	中塗り			≦530	
	ベースコート			≦750	
	クリアーコート不要ソリッドカラー塗料			≦550	
	クリアーコート	つや消しクリアーコート [光沢（60°）≦60単位値]		≦600	
		その他	1液型	≦550	
			2液型	≦500	
貨物自動車用純正塗料および部品塗料	下塗り	1液型		≦700	
		2液型		≦540	
	中塗り			≦500	
	ベースコート	ソリッドカラー塗料		≦680	
		エフェクト顔料塗料	高装飾性	≦840	
			その他	≦750	
	クリアーコート不要ソリッドカラー塗料			≦550	
	クリアーコート			≦500	
自動車純正塗料 [大型乗用車（自動車）]	下塗り			≦540	
	中塗り			≦540	
	ベースコート			≦770	
	クリアーコート不要ソリッドカラー塗料			≦550	
	クリアーコート			≦480	
	自動車補修用塗料	下塗り			≦580
中塗り			≦560		
ベースコート			≦770		
クリアーコート不要ソリッドカラー塗料			≦580		
クリアーコート		つや消しクリアーコート [光沢（60°）≦60単位値]		≦630	
		その他		≦480	
軌道交通車両用塗料 [動力分散式列車、客車（鉄道車両）、都市軌道交通車両、牽引機関車]		下塗り			≦540
	中塗り			≦540	
	ベースコート			≦770	
	クリアーコート不要ソリッドカラー塗料			≦550	
	クリアーコート			≦560	
	軌道交通車両用塗料（貨車）	下塗り			≦540
上塗り			≦550		
バイク（電動バイクを含む）および自転車（電動自転車を含む）用塗料、車両用部品用塗料	外装プラスチック部品用塗料	下塗り		≦700	
		着色塗料		≦770	
		クリアーコート	つや消しクリアーコート [光沢（60°）≦60単位値]		≦650
			その他		≦560
	金属部品用塗料	下塗り		≦670	
		着色塗料		≦680	
		エフェクト顔料塗料		≦750	
		クリアーコート	つや消しクリアーコート [光沢（60°）≦60単位値]		≦600
			その他	1液型	≦580
				2液型	≦480
		内装部品用塗料	下塗り		≦670
	着色塗料		≦770		
	クリアーコート		つや消しクリアーコート [光沢（60°）≦60単位値]		≦630
			その他		≦560
	その他の車両（特殊自動車、低速自動車、トレーラーなど）用塗料	下塗り			≦540
中塗り			≦540		
ベースコート			≦770		
クリアーコート不要ソリッドカラー塗料			≦580		
クリアーコート			≦560		

表3 放射線硬化塗料中のVOC含有量の限度値要求

製品分類	製品のタイプ	限度値/(g/L)
水性	吹付塗装	≤400
	その他	≤150
非水性	吹付塗装	≤550
	その他	≤200

表4 その他の有害物質含有量の限度値要求

項目		限度値				
		水性塗料	溶剤系塗料	放射線硬化塗料		粉末塗料
				水性	非水性	
ベンゼン含有量 ^a / % ≤		—	0.3	—	0.1	—
トルエンおよびキシレン（エチルベンゼンを含む）の総含有量 ^a / % ≤		—	30	—	1	—
BTExの総含有量 ^a / % ≤ [ベンゼン、トルエン、キシレン（エチルベンゼンを含む）に限る]		1	—	1	—	—
ハロゲン化アルキルの総含有量 ^a / % ≤ （ジクロロメタン、クロロホルム、四塩化炭素、1,1-ジクロロエタン、1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,2-ジクロロプロパン、1,2,3-トリクロロプロパン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンに限る）		—	0.1	—	0.1	—
グリコールエーテルおよびエーテル・エステルの総含有量 ^a / (mg/kg) ≤ （エチレングリコールモノメチルエーテル、エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート、エチレングリコールモノエチルエーテル、酢酸2-エトキシエチル、エチレングリコールジメチルエーテル、1,2-ジエトキシエタン、グリコールエーテルジメチルエーテル、トリエチレングリコールジメチルエーテルに限る）		300				—
重金属の含有量/ (mg/kg) ≤ (着色塗料 ^b に限る)	鉛 (Pb) 含有量	1,000				
	カドミウム (Cd) 含有量	100				
	六価クロム (Cr6+) 含有量	1,000				
	水銀 (Hg) 含有量	1,000				

^a 製品に明示されている使用条件における施工混合比に従って混合した後、測定する。
複数成分におけるある成分の使用量がある範囲内に設定されている場合、製品の^a使用条件における施工配合比で規定されている最大の割合に従って混合した後、測定すること。
水性塗料および水性放射線硬化塗料のすべての項目については、いずれも水の希釈率は考慮しない。

^b 顔料、体質顔料、染料を含有する塗料を指す。

GB 18581-2020 木製器具塗料中有害物質限度値 (規制開始日：2020年12月1日)

法令順守の判断は中国当局発表の最新GB中国語原文で判断ください。

■適用範囲

木製器具 塗料中の人体および環境に有害な物質の許容 限度量 に関する製品分類、要求、試験方法、検査規則、パッケージラベル、標準の施行について規定したものである。

lasure (浸透性着色塗料) (原文：拉色漆)[※]、架橋塗料、木材着色剤、木目を残す塗料などの特殊機能性塗料以外の現場での塗装および工場での塗装で使用されるパテ、下塗り、上塗りを含む各種木製器具塗料に適用される。

※ lasure (原文：拉色漆)：「GB /T 5206 2015着色塗料およびワニス 専門用語および定義」で、以下のように定義されている。

溶剤系または水性の塗料で、少量の適切な顔料および体質顔料の両方またはいずれか一方が含有されており、下地の装飾および保護の両方またはいずれか一方の性能を有する透明または半透明の塗膜を形成する。

■要求

木製器具塗料中の有害物質の含有量は、表1の要求を満たしていること。

ニトロセルロース系の溶剤系木製器具塗料は、本標準の施行日以降、室内の装飾・内装工事において使用してはならない。

■限度値

表1 有害物質限度量の限度値要求

項目		限度値								
		溶剤系塗料 (パテを含む) ^a				水性塗料 (パテを含む) ^b		放射線硬化塗料 (パテを含む)		粉末塗料
		ポリウレタン系	ニトロセル ロース系 (工場での 塗装におけ る使用に限 る)	アルキド系	不飽和ポリ エステル系	着色塗料	ワニス	水性 ^b	非水性 ^a	
VOC 含有量	塗料/(g/L) ≦	上塗り [光沢 (60°) ≧80単 位値] : 550	700	450	420	250	300	250	420	—
		上塗り [光沢 (60°) <80単 位値] : 650								
		下塗り : 600								
	溶剤系パテ/ (g/L) ≦	400			300	—		—		
	水性および 放射線硬化パテ/ (g/kg) ≦	—				60		60		
ホルムアルデヒド含有量 /(mg/kg) ≦		—				100		100	—	—
全鉛 (Pb) 含有量 /(mg/kg) ≦ (着色塗料 ^c 、パテおよび アルキド ワニス に限る)		90								
水溶性重金 属の含有量 /(mg/kg) ≦ (着色塗料 ^c 、パテおよ びアルキドワ ニス に限 る)	カドミウム (Cd) 含有量	75								
	クロム (Cr) 含有量	60								
	水銀 (Hg) 含有量	60								
グリコールエーテルおよびエーテル・エス テルの総含有量 ^a (mg/kg) ≦ (エチレングリコールモノメチルエーテル、 エチレングリコールモノメチルエーテルア セテート、エチレングリコールモノエチル エーテル、酢酸 2 エトキシエチル、エ チレングリコールジメチルエーテル、1,2 ジエトキシエタン、グリコールエーテル ジメチルエーテル、トリエチレングリコー ルジメチルエーテルに限る)		300								
ベンゼン含有量/% ≦		0.1				—		—	0.1	—

項目	限度値								
	溶剤系塗料（パテを含む） ^a				水性塗料（パテを含む） ^b		放射線硬化塗料（パテを含む）		粉末塗料
	ポリウレタン系	ニトロセル ロース系 （工場での 塗装におけ る使用に限 る）	アルキド系	不飽和ポリ エステル系	着色塗料	ワニス	水性 ^b	非水性 ^a	
トルエンおよびキシレン（エチルベン ゼンを含む）の総含有量/% ≤	20	20	5	10	－		－	5	－
BTEXの総含有量/(mg/kg) 〔ベンゼン、トルエン、キシレン （エチルベンゼンを含む）に限る〕	－				250		250	－	－
多環芳香族炭化水素の 総含有量/(mg/kg) ≤ （ナフタレン、アントラセンに限る）	200				－		－	200	－
遊離ジイソシアネート の総含有量 ^d /% ≤ 〔トルエンジイソシアネート （TDI）、ヘキサメチレンジイソシア ネート（HDI）に限る〕	湿気硬化型：0.4	－			－		－		－
	その他：0.2								
メタノール含有量 /% ≤	－	0.3	－	－	－	－	－	0.3	－
ハロゲン化アルキルの 総含有量/% ≤ （ジクロロメタン、クロロホルム、四 塩化炭素、1,1 ジクロロエタン、 1,2 ジクロロエタン、1,1,1 トリクロ ロエタン、1,1,2 トリクロロエタン、 1,2 ジクロロプロパン、1,2,3 トリ クロロプロパン、トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレンに限る）	0.1				－		－	0.1	－
フタル酸エステルの総含有量/% ≤ 〔フタル酸ジブチル（DBP）、フタル酸 ベンジルブチル（BBP）、フタル酸ビス 2 エチルヘキシル（DEHP）、フタル酸- n-オクチル（DNOP）、フタル酸ジウン デシル（DINP）、フタル酸ジイソデシ ル（DIDP）に限る〕	－	0.2	－	－	－		－		－
アルキルフェノールエトキシレートの 総含有量（mg/kg）≤ 〔オクチルフェノールエトキシレート 〔C ₈ H ₁₇ C ₆ H ₄ ・（OC ₂ H ₄ ） _n -OH 、略称：OPnEO〕およびノニル フェノールエトキシレート〔 C ₉ H ₁₉ C ₆ H ₄ ・（OC ₂ H ₄ ） nOH、略称 NPnEO〕、 n=2～16に限る〕	－				1,000		1,000	－	－

^a 製品に明示されている使用条件における施工混合比に従って混合した後、測定する。複数成分におけるある成分の使用量がある範囲内に設定されている場合、製品の使用条件における施工配合比で規定されている最大の割合に従って混合した後、測定すること。

^b 塗料製品のすべての項目については、いずれも水の希釈率は考慮しない。クリーム状パテおよび水のみで希釈する粉末状パテについては、いずれも水の希釈配合比は考慮しない。粉末状パテ (水のみで希釈する粉末状パテは除く) に関しては、全鉛、水溶性重金属の項目では、直接、粉末に対して測定を実施するが、それ以外の他の項目については、製品に明示されている使用条件における施工配合比に従って、粉末と水、接着剤など他の液体を混合した後、測定する。使用条件における施工配合比がある範囲内に設定されている場合、水は最低使用量、接着剤などの他の液体は最大使用量という配合比で混合した後、測定すること。

^c 顔料、体質顔料、染料を含有する塗料を指す。

^d ポリウレタン系塗料およびパテにおいて、希釈率が規定されているか、または2液型または多液型の場合、硬化剤 (遊離ジイソシアネートプレポリマーを含む) 中の含有量を測定した後、製品に明示されている使用条件における施工混合比の規定に従って混合した後の塗料中の含有量を計算する。希釈剤の使用量がある範囲内に設定されている場合、製品の使用条件における施工混合比で規定の最小希釈率に従って計算すること。硬化剤の使用量がある範囲内に設定されている場合、製品の使用条件における施工混合比で規定の最大比率で計算すること。

GB 18582-2020 建築用壁面塗料中の有害物質限度値（規制開始日：2020年12月1日）

法令順守の判断は中国当局発表の最新GB中国語原文で判断ください。

■適用範囲

建築用壁面塗料中の人体および環境に有害な物質の許容 限度量に関する製品分類、要求、試験方法、検査規則、パッケージラベル、標準の施行について規定したものである。

直接現場で塗装または工場で塗装し、セメント及びその他の非金属材料（木質材料を除く）を基材とした建築物の内表面と外表面に対して行う装飾や保護のための各種の建築用壁面塗料に適用する。

■要求

水性壁面塗料中の有害物質の限度量は、表 1 の要求を満たしていること。

化粧版塗料中の有害物質の限度量は、表 2 の要求を満たしていること。

溶剤系の建築用壁面塗料は、本標準の施行日以降、現場での塗装で使用してはならない。

■限度値

表1 水性壁面塗料中の有害物質限度量の限度値要求

項目	限度値			
	内壁塗料 ^a	外壁塗料 ^a		パテ ^b
		エフェクト 顔料含有系	その他の種類	
VOC含有量 ≤	80 (g/L)	120(g/L)	100(g/L)	10(g/kg)
ホルムアルデヒド含有量 /(mg/kg) ≤	50			
BTEXの総含有量/(mg/kg) ≤ [ベンゼン、トルエン、キシレン（エチルベン ゼンを含む）に限る]	100			
全鉛（Pb）含有量/(mg/kg) ≤ （着色塗料およびパテに限る）	90			
水溶性重金属の含 有量/（mg/kg） ≤ （着色塗料とパテ に限る）	カドミウム（Cd） 含有量	75		
	クロム（Cr） 含有量	60		
	水銀（Hg） 含有量	60		
アルキルフェノールエトキシレートの総含有 量（mg/kg）≤ 〔オクチルフェノールエトキシレート [C ₈ H ₁₇ -C ₆ H ₄ -(OC ₂ H ₄) _n OH、略称： OPnEO] および ノニルフェノールエトキシ レート [C ₉ H ₁₉ -C ₆ H ₄ -(OC ₂ H ₄) _n OH、 略称：NPnEO]、n=2～16 に限る〕	1,000			—

^a 塗料製品のすべての項目については、いずれも水の希釈配合比は考慮しない。

^b クリーム状パテ、および水のみで希釈する粉末状パテのすべての項目については、いずれも水の希釈配合比は考慮しない。粉末状パテ（水のみで希釈する粉末状パテは除く）に関しては、全鉛、水溶性重金属の項目では、直接、粉末に対して測定を実施するが、それ以外の他の項目については、製品に明示されている使用条件における施工配合比に従って、粉末と水、接着剤など他の液体を混合した後、測定する。使用条件における施工配合比がある範囲内に設定されている場合、水は最低使用量、接着剤などの他の液体は最大使用量という配合比で混合した後、測定すること。

表2 化粧板用塗料中の有害物質限量の限度値要求

項目		限度値			
		水性 化粧板用塗料 ^a		溶剤系 化粧板用塗料 ^b	
		合成樹脂 エマルジョン系	その他の種類	エフェクト顔料含有系	その他の種類
VO 含有量 (g/L) ≦		120	250	760	580
ホルムアルデヒド含有量 ≦ / (mg/kg)		50		－	
全鉛 (Pb) 含有量 / (mg/kg) ≦ (着色塗料に限る)		90			
水溶性重金属の含 有量/ (mg/kg) ≦ (着色塗料に限る)	カドミウム (Cd) 含有量	75			
	クロム (Cr) 含有量	60			
	水銀 (Hg) 含有量	60			
グリコールエーテル およびエーテル・エステ ルの総含有量 (mg/kg) ≦ (エチレングリコールモノメチルエーテル、エチ レングリコールモノメチルエーテルアセテー ト、エチレングリコールモノエチルエーテル、 酢酸2-エトキシエチル、エチレングリコール ジメチルエーテル、1,2-ジエトキシエタン、 グリコールエーテルジメチルエーテ ル、トリエチレングリコールジメチルエーテル に限る)		300			
ハロゲン化アルキルの総含有量/% ≦ (ジクロロメタン、クロロホルム、四塩化炭 素、1,1-ジクロロエタン、1,2-ジクロロエタ ン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリク ロロエタン、1,2-ジクロロプロパン、 1,2,3-トリクロロプロパン、トリクロロエチレ ン、テトラクロロエチレンに限る)		－		0.1	
ベンゼン含有量/% ≦		－		0.3	
トルエンおよびキシレン (エチルベンゼンを 含む) の総含有量/% ≦		－		20	

^a 水性化粧板用塗料製品のすべての項目については、いずれも水の希釈配合比は考慮しない。

^b 溶剤系化粧板用塗料のすべての項目については、製品に明示されている使用条件における施工混合比に従って混合した後、測定する。複数成分におけるある成分の使用量がある範囲内に設定されている場合、製品の使用条件における施工配合比で規定されている最大の割合に従って混合した後、測定すること。

(適用除外物質)

適用除外の適用日および満了日はともに法令上の日付による。

EU Directive 2011/65/EU (EU RoHS) の適用除外満了日は、変更される場合があるので、それぞれの最新状況を参照のこと。

No.	物質群No.	化学物質群	適用・用途・対象
1	A05	カドミウム/カドミウ	・ フィルタガラス及び反射標準物質用のガラス中に含まれるカドミウム。(有効期限: 未定) ・ ストライキング光学フィルタガラス類中のカドミウム。ただし、EU RoHS指令 附属書の表示記号39に該当する用途は除く。(有効期限: 未定) ・ 標準反射板に用いられる釉薬中のカドミウム。(有効期限: 未定)
2	A09	鉛/鉛化合物	・ 機械加工のために合金成分として鋼材中及び亜鉛メッキ鋼板中に含まれる0.35 wt%までの鉛(有効期限: 未定)。 ・ 機械加工用の鋼材に合金成分として含まれる0.35wt%までの鉛、ホットディップ溶融亜鉛めっき鋼中に重量比0.2%まで含まれる鉛。(有効期限: 未定) ・ 合金成分としてアルミニウムに含まれる0.4 wt%までの鉛(有効期限: 未定)。 ・ 鉛含有アルミニウムスクラップのリサイクルに由来するアルミニウムに合金元素として含まれる0.4 重量%までの鉛。(有効期限: 未定) ・ 機械加工用途のアルミニウムに合金元素として含まれる0.4 重量%までの鉛。(有効期限: 未定) ・ 鉛含有量が4 wt%以下の銅合金(有効期限: 未定)。 ・ 高融点ハンダに含まれる鉛(すなわち鉛含有率が重量で85%以上の鉛ベースの合金)。(有効期限: 未定)。 ・ コンデンサ内の誘電体セラミック以外のガラス中またはセラミック中に鉛を含む電気電子部品(例 圧電素子)、もしくはガラスまたはセラミックを母材とする化合物中に鉛を含む電気電子部品。(有効期限: 未定) ・ 定格電圧がAC125 VまたはDC250 Vまたはそれ以上のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛。(有効期限: 未定)。 ・ 光学用途に用いられる白色ガラスに含まれる鉛。(有効期限: 未定) ・ フィルタガラス及び反射標準物質用のガラス中に含まれる鉛。(有効期限: 未定) ・ イオン着色光学フィルタガラス類中の鉛。(有効期限: 未定) ・ 標準反射板に用いられる釉薬中の鉛。(有効期限: 未定) ・ 集積回路パッケージ(フリップチップ)の内部半導体ダイおよびキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛。(有効期限: 未定) ・ サーメット(陶性合金)を主構成要素とするトリマー電位差計構成部品中の鉛。(有効期限: 未定)
3	B19	ポリ塩化ビニル(PVC)	・ 塗料、インキ、コーティング剤、接着剤等に用いられる樹脂用結着剤(バインダ)。

[illegible]